

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	4 件

大分国民年金 事案 759

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年12月まで
② 昭和59年1月から同年3月まで
③ 昭和60年4月から62年9月まで

申立期間①の国民年金保険料は、夫婦二人分を町内の方が毎月集金に来てくれていた。

申立期間②及び③の国民年金保険料は、私の妻が直接、銀行で夫婦二人分を納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、3か月と短期間であるとともに、申立期間②前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されていることが確認できることから、申立期間②の国民年金保険料についても納付されていたと考えるのが自然である。

2 申立期間①及び③については、申立人が申立期間①及び③に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①については、申立人は地区の納付組合で納付した旨を主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年3月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立期間①当時は国民年金の未加入期間であり、申立人は現年度納付できなかった上、同年3月時点では、申立期間①は既に時効によ

り国民年金保険料を過年度納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間③については、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿から、申立期間③前後の昭和59年7月から60年3月までの期間及び62年10月から平成元年8月までの期間を過年度納付していることが確認できることから、申立期間③について現年度納付した事情はうかがえない上、申立期間③直後の62年10月から同年12月の国民年金保険料が時効完成直前である平成2年1月に過年度納付されていることを踏まえると、この時点では、申立期間③は既に時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から47年3月まで
② 昭和51年7月

私の国民年金への加入手続は、母親が行い、国民年金保険料は地区の納付組織で納付してくれていたため、申立期間①が未納、申立期間②が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の特殊台帳によると、申立人は昭和47年4月から55年2月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる一方、当該期間のうち、51年7月から53年3月までの期間については56年10月23日に、53年4月から55年2月までの期間については処理日不明であるが、それぞれ厚生年金保険被保険者期間と重複していることから還付処理された記録が確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票によると、前述の還付処理された期間のうち、申立期間②である昭和51年7月については、申立人は、厚生年金保険及び他の被用者年金に加入していないことが確認できることから、本来、国民年金の強制加入被保険者となるべき期間であり、事実と異なる資格喪失手続により還付処理が行われたものと認められる。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金への加入時期は、申立人の国民年金保険料の納付状況及び申立人の前後の被保険者記録から、昭和48年3月頃と推認されるところ、申立期間①は、その際に20歳到達時に資格取得日が遡及したことによる未納期間と認められることから、申立期間①当時は国民年金の未加入期間であり、納付書は発行されず、国民年金保険料を地区の納付組織で現年度納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間①のうち、昭和 45 年 2 月から同年 12 月までの期間は、上記加入時期である 48 年 3 月頃には既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間①当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情、及び当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人及び申立人の母親が、申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は申立期間①の国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡しており、申立期間①当時の加入手続及び保険料納付状況等が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 7 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 761

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年3月までの期間、47年7月から同年9月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から44年3月まで
② 昭和47年7月から同年9月まで
③ 昭和48年1月から同年3月まで

私の国民年金は、20歳に加入し、国民年金保険料は伯母と私の二人分を区役所に納付していた。

申立期間について、伯母は納付済みとなっているのに、私の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、計12か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする伯母については、申立期間を含め、制度発足当初から60歳到達時までの国民年金保険料を全て納付しているなど、申立人及び伯母の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①は、国民年金加入当初の6か月であるが、申立人と同居し、申立人と同様に伯母から国民年金保険料を納付してもらっていたとする申立人の姉は、国民年金加入当初から国民年金保険料が納付済みとなっており、申立人及び伯母の納付意識の高さを踏まえると、申立人に係る申立期間①の国民年金保険料についても、納付されたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②及び③については、前後の期間の国民年金保険料が納付済みとなっている上、一緒に国民年金保険料を納付していたとする伯母は納付済みとなっており、いずれも3か月と短期間である申立期間②及び③の

みを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和55年3月を10万4,000円に、同年8月を9万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月1日から平成15年5月25日まで

私は、申立期間において、A県B市に所在するC社に勤務していたが、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額が記録されている。

私は給与明細書を持っているので、申立期間の標準報酬月額を実際に支給されていた給与額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間について標準報酬月額の相違を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間のうち、昭和55年3月及び同年8月の申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する同年3月及び同年8月の給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額から、同年3月は10万4,000円、同年8月は9万2,000円の標準報酬月額とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間のうち昭和55年3月及び同年8月の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、

これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間のうち、昭和54年1月、同年3月、同年5月から同年9月までの期間、同年12月、55年4月から同年7月までの期間、同年11月から56年7月までの期間、同年10月、57年1月から同年3月までの期間、同年5月、同年8月から58年6月までの期間、同年8月、同年9月、同年11月から60年11月までの期間、61年1月から62年12月までの期間、63年5月から平成4年10月までの期間、5年3月から同年5月までの期間、同年7月から同年10月までの期間、同年12月から10年2月までの期間、同年5月から11年9月までの期間、同年12月から14年12月までの期間、15年4月については、申立人が所持する給与明細書における報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが認められ、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

4 申立期間のうち、平成11年10月及び同年11月については、オンライン記録上の標準報酬月額は41万円であるところ、申立人が所持する当該期間に係る給与明細書において、同年10月は標準報酬月額50万円に相当する額の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる一方、同年11月には、同年10月に控除した標準報酬月額50万円に相当する保険料額と標準報酬月額41万円に相当する保険料額の差額を還付されており、還付額と当該2か月の保険料額の合計を平均すると標準報酬月額41万円に基づく保険料が控除されていることが推認できることから判断すると、当該期間に係る保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが認められ、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

5 申立期間のうち、昭和51年9月から53年12月までの期間、54年2月、同年4月、同年10月、同年11月、55年1月、同年2月、同年9月、同年10月、56年8月、同年9月、同年11月、同年12月、57年4月、同年6月、同年7月、58年7月、同年10月、60年12月、63年1月から同年4月までの期間、平成4年11月から5年2月までの期間、10年3月、同年4月及び15年1月から同年3月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い上、事業主も賃金台帳等を所持していないことから、当該期間における保険料の控除額を確認することができない。

同様に、申立期間のうち、平成5年6月及び同年11月については、申立人が所持する当該期間に係る給与明細書において、控除されている厚生年金保険料額が印刷不鮮明のため確認できない上、事業主も賃金台帳等を所持していないことから、当該期間における保険料の控除額を確認することができない。

また、当該期間について、オンライン記録において、同僚の標準報酬月額と比較しても申立人の標準報酬月額が著しく低額な標準報酬月額となっている状況はうかがえない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年5月1日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正し、同年3月及び同年4月の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月1日から7年3月31日まで
② 平成7年3月31日から同年5月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が9万8,000円と記録されているのは納得できないので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、平成7年4月30日までの期間において、A社に引き続き勤務していたことは間違いないので、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

申立人のオンライン記録では、当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は9万8,000円となっている。

しかしながら、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成7年4月25日以後の同年5月8日付けで、6年4月1日に遡って9万8,000円に訂正されていることが確認できる上、申立人以外の複数の被保険者についても、申立人と同様に7年5月8日付けで遡って標準報酬月額の訂正処理がされていることが確認できる。

ところで、商業登記簿の記録から、申立人は、申立期間①当時、取締役であったことが確認できるが、「経営や社会保険の手続には関与していなかった。」旨主張している。この点について、A社の元事業主は、「申立人は、取締役であったが、経営や社会保険の手続には関与していなかった。」と供述しており、申立人は、取締役ではあったが、社会保険業務について権限を有していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について

オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る処理は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成7年4月25日以後の同年5月8日付けで同年3月31日に遡って行われていることが確認できる上、申立人以外の複数の被保険者についても申立人と同様に同年5月8日付けで遡って資格喪失の処理がされていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録から、申立人は、平成7年4月30日にA社を離職するまでの期間において同社に継続して勤務していたことが認められる上、当該事業所に係る商業登記簿謄本における同社の解散日が同年8月5日と記録されていることなどから判断すると、同社は厚生年金保険の適用事業所でなくなったとされる同年4月25日において適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該事業所が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である同年5月1日であるとすべきである。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、平成7年2月のA社に係るオンライン記録から41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から19年9月1日まで

私は、平成18年2月に役員報酬が15万円から30万円になり、19年8月頃、当時の顧問社会保険労務士から、「平成18年5月に遡って月額変更届の提出が必要である。」と指導を受けたため、報酬月額の変更に係る手続を行ったにもかかわらず、ねんきん定期便で標準報酬月額を確認したところ、申立期間に係る標準報酬月額が変更されていないことが分かった。

申立期間について、役員報酬から標準報酬月額30万円に相当する厚生年金保険料が控除されていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間について、上記の認定方法による申立人の標準報酬月額については、A社の顧問税理士が保管する平成18年及び19年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及びB市が発行した平成19年度及び20年度市民税・県民税

所得・税額証明書において推認できる厚生年金保険料額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「社会保険関係の手続は全て社会保険労務士に委託している。平成18年度健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に対する訂正届が必要とは知らなかった。」旨を供述し、当該期間に係る保険料について過少な額の納付であったことを認めているところ、申立期間当時の顧問社会保険労務士は、「報酬月額の変更届の提出は行ったが、申立期間の算定基礎届に対する訂正届を提出する必要性は全く考えていなかった。」旨供述し、申立人に係る当該訂正届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分厚生年金 事案 841

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで

私は、平成 18 年 2 月に役員報酬が 10 万円から 16 万円になり、19 年 8 月頃、当時の顧問社会保険労務士から、「平成 18 年 5 月に遡って月額変更届の提出が必要である。」と指導を受けたため、報酬月額の変更に係る手続を行ったにもかかわらず、ねんきん定期便で標準報酬月額を確認したところ、申立期間に係る標準報酬月額が変更されていないことが分かった。

申立期間について、役員報酬から標準報酬月額 16 万円に相当する厚生年金保険料が控除されていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間について、上記の認定方法による申立人の標準報酬月額については、A社の顧問税理士が保管する平成 18 年及び 19 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及びB市が発行した平成 19 年度及び 20 年度市民税・県民税

所得・税額証明書において推認できる厚生年金保険料額から、16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「社会保険関係の手続は全て社会保険労務士に委託している。平成 18 年度健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に対する訂正届が必要とは知らなかった。」旨を供述し、当該期間に係る保険料について過少な額の納付であったことを認めている上、申立期間当時の顧問社会保険労務士は、「報酬月額の変更届の提出は行ったが、申立期間の算定基礎届に対する訂正届を提出する必要性は全く考えていなかった。」旨供述し、申立人に係る当該訂正届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年5月1日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月1日から5年10月1日まで
② 平成7年3月31日から同年5月1日まで

私のA社における標準報酬月額の記録は、申立期間①について、前後の期間に比べて低い金額で記録されている。給与の額に変化は無かったので、記録を訂正してほしい。

また、A社には平成7年4月末までの期間において勤務していたはずなのに、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年3月31日になっている。申立期間②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について

社会保険事務所（当時）の記録では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る処理は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成7年4月25日以後の同年5月8日付けで同年3月31日に遡って行われていることが確認できる上、申立人以外の複数の被保険者についても申立人と同様に同年5月8日付けで遡って資格喪失の処理がされていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録から、申立人は、平成7年4月30日にA社を離職するまでの期間において同社に継続して勤務していたことが認められる上、同社に係る商業登記簿謄本における同社の解散日が同年8月5日と記録されていることなどから判断すると、同社は厚生年金保

険の適用事業所に該当しなくなったとされる同年4月25日において適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該事業所が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である同年5月1日であるとするべきである。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の平成7年2月のA社に係るオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

2 申立期間①について

当該期間については、オンライン記録によると、平成4年9月8日付けで同年10月からの標準報酬月額を22万円とする定時決定が行われているが、当該処理について、標準報酬月額が遡って減額訂正された記録も無く、不自然な形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間①の給与明細書、源泉徴収票を保管していないため、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されたことを確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人と同様に、標準報酬月額が前年よりも下がっている同僚が複数確認できる上、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、他の同僚と比較して著しく低額であるなどの事情も見受けられない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から同年7月までの期間、9年4月から10年3月までの期間及び14年4月から15年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、平成15年7月から16年6月までの国民年金保険料については、全額免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月から同年7月まで
② 平成9年4月から10年3月まで
③ 平成14年4月から15年6月まで
④ 平成15年7月から16年6月まで

私たち夫婦は、昭和56年度以降は毎年、国民年金保険料の免除申請をしていたので、申立期間①、②及び③の国民年金保険料が免除されていないことに納得できない。

また、国民年金保険料の免除が認められている期間は、全て全額免除とされているのに、申立期間④の平成15年7月から16年6月までの1年間だけ半額免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、申立人は、「私たち夫婦は、昭和56年度以降は毎年、国民年金保険料の免除申請をしていた。」旨を主張しているところ、昭和56年度以降は、申立人夫婦に係る国民年金の記録は同一であり、申立人の妻も当該申立期間の保険料は未納となっている上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金保険料の免除は、申立期間①当時の制度上、申請のあった日の属する月の前月から申請のあった日の属する年度の末日までの期間について承認期間とすることとされているところ、申立人夫婦に係るオン

ライン記録において、申立期間①、②及び③の前後の免除期間については免除申請を行った年月日が確認でき、いずれも5月に免除に係る申請が行われ、4月から承認されていることが確認できる一方、申立期間②及び③については免除申請を行ったことをうかがわせる事跡等を確認することができない上、申立期間①について、平成7年度に係る免除申請は、平成7年9月21日に行われていることが確認でき、当該時点では、申立期間①は免除期間とすることができない。

- 2 申立期間④について、申立人は、「平成15年7月から16年6月までの1年間だけ半額免除されていることに納得できない。」旨を主張しているところ、社会保険事務所（当時）の資料によると、申立人の平成14年所得（157万6,173円）は、全額免除の基準所得（129万円）を上回っており、これにより、申立期間④に係る国民年金保険料について、全額免除ではなく半額免除と認定されていることが確認でき、当該一連の行政側の事務処理に不自然な点は見受けられない。
- 3 申立人が、申立期間に係る国民年金保険料が免除又は全額免除されたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立期間の国民年金保険料が免除又は全額免除されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。
また、申立期間④の国民年金保険料を全額免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から同年7月までの期間、9年4月から10年3月までの期間及び14年4月から15年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、平成15年7月から16年6月までの国民年金保険料については、全額免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月から同年7月まで
② 平成9年4月から10年3月まで
③ 平成14年4月から15年6月まで
④ 平成15年7月から16年6月まで

私たち夫婦は、昭和56年度以降は毎年、国民年金保険料の免除申請をしていたので、申立期間①、②及び③の国民年金保険料が免除されていないことに納得できない。

また、国民年金保険料の免除が認められている期間は、全て全額免除とされているのに、申立期間④の平成15年7月から16年6月までの1年間だけ半額免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、申立人は、「私たち夫婦は、昭和56年度以降は毎年、国民年金保険料の免除申請をしていた。」旨を主張しているところ、昭和56年度以降は、申立人夫婦に係る国民年金の記録は同一であり、申立人の夫も当該申立期間の保険料は未納となっている上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金保険料の免除は、申立期間①当時の制度上、申請のあった日の属する月の前月から申請のあった日の属する年度の末日までの期間について承認期間とすることとされているところ、申立人夫婦に係るオン

ライン記録において、申立期間①、②及び③の前後の免除期間については免除申請を行った年月日が確認でき、いずれも5月に免除に係る申請が行われ、4月から承認されていることが確認できる一方、申立期間②及び③については免除申請を行ったことをうかがわせる事跡等を確認することができない上、申立期間①について、平成7年度に係る免除申請は、平成7年9月21日に行われていることが確認でき、当該時点では、申立期間①は免除期間とすることができない。

- 2 申立期間④について、申立人は、「平成15年7月から16年6月までの1年間だけ半額免除されていることに納得できない。」旨を主張しているところ、社会保険事務所（当時）の資料によると、申立人の夫の平成14年所得（157万6,173円）は、全額免除の基準所得（129万円）を上回っており、これにより、申立期間④に係る国民年金保険料について、全額免除ではなく半額免除と認定されていることが確認でき、当該一連の行政側の事務処理に不自然な点は見受けられない。
- 3 申立人が、申立期間に係る国民年金保険料が免除又は全額免除されたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立期間の国民年金保険料が免除又は全額免除されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。
また、申立期間④の国民年金保険料を全額免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から6年4月までの期間及び同年6月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年8月から6年4月まで
② 平成6年6月から同年11月まで

私は20歳のときは学生で国民年金への加入は行わなかったが、平成6年9月に就職した後、市役所で加入手続した際に年金相談をして、過去の未納分の保険料を一括納付する手続を行い、未納期間の保険料を全て納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入時期は、申立人前後の20歳適用者の資格取得日から、平成8年3月頃と推認され、申立期間は、その際に資格取得日が20歳到達時に遡及したことによる未納期間と認められ、上記加入時点において、申立期間①のうち、4年8月から6年1月までは、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、オンライン記録によると、申立期間①及び②の間の期間である平成6年5月の国民年金保険料は納付済みとなっているが、これは8年5月分の保険料が重複納付（納付書納付と口座振替と推認）されたため、同年6月にその時点で遡って充当可能な保険料未納月であった6年5月が納付済みとされたものであり、申立人が主張する同年9月からの国民年金への加入及び保険料の現年度納付を裏付けるものとは言えない。

さらに、申立人は、「平成6年9月に就職した後、市役所で加入手続した際に年金相談をして、過去の未納分の保険料を一括納付する手続を行い、未納期間の保険料を全て納付した。」旨を主張しているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②直後の平成6年12月から7年3月までの

期間及び同年4月から8年3月までの期間について、9年1月に2回に分けて、それぞれ過年度納付していることが確認できることから判断すると、申立人が国民年金への加入及び国民年金保険料の納付時期を誤認している可能性も否定できない。

加えて、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 765

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 5 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月から 54 年 3 月まで

私の国民年金保険料は、結婚した昭和 52 年 5 月以降、同居の家族と一緒に地区の納税組合を通じて納付していた。地区は小さな集落で納税組合の集金はきちんとしていたので、国民年金保険料の納付書が届いていれば必ず納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金保険料は、結婚した昭和 52 年 5 月以降、同居の家族と一緒に地区の納税組合を通じて納付していた。」旨を主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿及び当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和 54 年 5 月頃に払い出されているものと推認でき、申立期間は、その際に 52 年 5 月に資格取得月が遡及したことによる未納期間であると認められることから、申立期間当時は、国民年金の未加入期間として把握されていたため、当該期間に係る納付書は発行されず、国民年金保険料を地区の納税組合で現年度納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の上記手帳記号番号が払い出された昭和 54 年 5 月時点では、申立期間は既に過年度となるが、A 市によると、「申立人が主張する地区の納税組合では過年度保険料を取り扱っていなかった。」旨回答している上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人及び申立人の義父が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとする申立人の義父は、加入時期等についての記

憶が曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 766

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月及び同年6月

私は、昭和59年5月に結婚した後の同年7月に国民年金に加入した際に、申立期間の2か月分の国民年金保険料を納付したと記憶しているので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入については、A町（当時）の申立人に係る国民年金被保険者名簿から、昭和59年7月1日を資格取得日として任意加入していることが確認できることから、申立期間は、申立人の夫が共済の組合員であることから、申立人は任意加入の対象者となり、制度上、任意加入被保険者は、任意加入の申出をした日が資格取得日となるため、申立期間は未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 843

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 25 日から 47 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 2 月末日までの期間において A 県 B 市に所在した C 社に勤務していた。私が所持する当時の住民票では昭和 47 年 3 月 5 日に D 県 E 市に転入し、それ以前の期間は「A 県 B 市」に住所があったことが確認できるので、同年 2 月末日までの期間において C 社に勤務していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する住民票及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において C 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時 C 社に勤務していた申立人を含む 5 人は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、被保険者資格を昭和 46 年 1 月 25 日に喪失したことが確認できるところ、当該被保険者原票から、資格喪失届が同年 2 月 27 日に処理され、同日付で健康保険被保険者証が返納されている旨記載されていることが確認できる。

また、同僚の一人は、申立期間において C 社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる一方、厚生年金保険の被保険者記録が無いことから判断すると、当時、事業主は、従業員について必ずしも全ての勤務期間を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立人は、雇用保険の被保険者記録から、C 社を昭和 46 年 1 月 31 日に離職していることが確認できる。

加えて、事業所記号索引簿によると、C 社は、昭和 47 年 10 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も死亡して

おり、申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述、関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 844

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 17 日から 11 年 11 月 21 日まで

私は、申立期間においてA社を経営しており、厚生年金保険の標準報酬月額の変更手続を行った記憶は無いのに、平成 10 年 4 月から 11 年 10 月までの期間の標準報酬月額が上限の 59 万円から 15 万円へ引き下げられていることに納得いかない。

申立期間について、引き下げられる前の標準報酬月額と同じ金額となるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録は、当初 59 万円と記録されていたところ、平成 11 年 11 月 17 日付けで申立期間の全てについて 10 年 4 月に遡って 15 万円に引き下げる訂正処理が行われており、11 年 11 月 21 日付けで、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本から、申立期間において申立人が同社の代表取締役になっていることが確認できるところ、申立人は、「厚生年金保険料の納付の遅れについて、私が社会保険事務所（当時）に相談に行った。」と供述しており、不納欠損整理簿によっても、同社は、前述の引き下げ処理が行われた平成 11 年 11 月において厚生年金保険料の滞納があったことが認められる。

また、申立人は上記の相談について、「実際には相談にはならず、社会保険事務所の担当者から多数の書類を書かされた。」と供述しており、申立期間に係る平成 11 年 11 月 17 日の処理は、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与もなしに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 2 日から 51 年 10 月 22 日まで
私は、昭和 48 年 8 月に A 社に入社し、52 年 6 月末日に退社するまでの期間について継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についても A 社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人の雇用保険の被保険者記録により、申立人は昭和 48 年 8 月 1 日に A 社で被保険者資格を取得し、50 年 7 月 31 日に離職し、その後、51 年 10 月 22 日に再度同社で同資格を取得し、52 年 6 月 30 日に離職していることが確認できる上、50 年 7 月 31 日の離職後に、離職票が交付され、雇用保険の求職者給付の受給資格が決定されていることも確認できる。

また、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 50 年 8 月 2 日に健康保険被保険者証が返納された旨記載されていることが確認できる上、当該被保険者原票の「療養給付記録」において、申立人は同日に被保険者資格を喪失したことに伴い、健康保険に係る継続療養資格証明書の交付申請を行っていることが確認できる。

さらに、オンライン記録から、申立人は申立期間において国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 20 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
④ 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
⑤ 昭和 49 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
⑥ 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
⑦ 昭和 51 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
⑧ 昭和 53 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
⑨ 昭和 55 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
⑩ 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 7 月 1 日まで
⑪ 平成 6 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
⑫ 平成 7 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

厚生年金加入記録のお知らせにより確認したところ、私が勤務したA社に係る申立期間①、B社に係る申立期間②、C社に係る申立期間③から⑦まで並びに申立期間⑨及び⑩、D社に係る申立期間⑧、E社（現在は、F社）に係る申立期間⑪及び⑫について、実際に支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額が記録されている。

全ての申立期間について、実際に支払われていた報酬月額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社について

A社に係る申立期間①について、申立人は、昭和 42 年 4 月 20 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した後、同年 10 月の定時決定までの期間において、給与支給額が変更される昇給などの機会は無かったので、資格取得時の

標準報酬月額は、当該定時決定による標準報酬月額と同額であったはずであると申立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和42年に厚生年金保険被保険者の資格を取得した同職種の同僚のうち同年10月の定時決定が行われている者については、全員が資格取得時の標準報酬月額と比較して定時決定による標準報酬月額は増額改定されており、申立人のみ不自然な記録である事情はうかがえない。

また、前述の同僚に照会しても、前述の被保険者原票に記録された標準報酬月額が厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額と一致していないと回答する者は確認できない。

さらに、A社は既に閉鎖され、事業主も死亡していることから、申立人の申立期間①に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料や事業主からの供述を得ることができない。

2 B社について

B社に係る申立期間②について、申立人は、昭和43年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した後、44年2月の随時改定までの期間において、給与支給額が変更される昇給などの機会は無かったので、資格取得時の標準報酬月額は、当該随時改定による標準報酬月額と同額であったはずであると申立てている。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においては、申立人以外にも厚生年金保険被保険者の資格を取得した後、最初の定時決定までの期間において、随時改定により標準報酬月額が増額改定されている者が見受けられ、申立人のみ不自然な記録である事情はうかがえない。

また、同僚に照会しても、前述の被保険者原票に記録された標準報酬月額が厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額と一致していないと回答する者は確認できない。

さらに、B社は既に閉鎖されており、当時の役員については死亡又は居所不明であり、申立人の申立期間②に係る報酬月額及び保険料控除額を確認できる関連資料や事業主の供述を得ることができない。

3 C社について

(1) 申立期間③から⑦まで及び申立期間⑨について

C社に係る申立期間③から⑦まで及び申立期間⑨について、申立人は、昭和45年4月、47年4月、49年4月、50年4月、51年4月及び55年4月に昇給したことにより、標準報酬月額も増額改定されるはずであると申立てている。

しかしながら、C社は、「社会保険事務所（当時）への届出のと通りの保険料控除及び納付を行っており、申立内容のような標準報酬月額による保険料控除は行っていない。」旨回答しており、申立人が主張する昭和45年4月、47年4月、49年4月、50年4月、51年4月及び55年4月の報酬月額変更を確認できる届出等の資料が確認できない一方、同社から提出さ

れた45年1月9日付けの「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及標準報酬決定通知書」の写し、46年10月、48年10月及び54年10月の定時決定並びに50年6月及び51年6月の随時改定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額決定通知書の写しにおいて確認できる標準報酬月額は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録された標準報酬月額及びオンライン記録上の標準報酬月額と全て一致していることが確認できる。

また、厚生年金保険法の規定により、標準報酬月額の随時改定については、被保険者の報酬月額が昇給等固定的賃金の変動により増額となった場合に、その昇給等による報酬月額が支払われた最初の月から継続する3か月間に実際に支払われた給与の総額を3月で除した額を報酬月額として、標準報酬月額等級表の範囲にあてはめた標準報酬月額が従前の標準報酬月額よりも2等級以上増額となった場合に、その翌月（昇給等による報酬月額が支払われた月から数えて4か月目）から改定する旨定められている。

さらに、同僚の所持する昭和49年1月から51年12月までの期間に係る給与明細書から判断すると、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、前述の被保険者原票から確認できる標準報酬月額及びオンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが確認できる。

(2) 申立期間⑩について

C社に係る申立期間⑩について、申立人は、給与支給額が変更される減給などの機会は無かったので、昭和62年10月の定時決定により標準報酬月額が従前の標準報酬月額と比較して減額となっていることに納得できないとして申立てている。

しかしながら、C社から提出された昭和62年10月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額決定通知書の写しにおいて確認できる標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致している上、当該定時決定については、申立人の同年5月から同年7月までの3か月間に実際に支払われた給与総額を3月で除した額を報酬月額として、標準報酬月額等級表の範囲にあてはめて決定されたものであることが確認できる。

また、同僚に照会しても、前述の被保険者原票及びオンライン記録上の標準報酬月額が厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額と一致していないと回答する者は確認できない。

4 D社について

D社に係る申立期間⑧について、申立人は、昭和53年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した後、同年8月の随時改定までの期間において、給与支給額が変更される昇給などの機会は無かったので、資格取得時の標準報酬月額は、当該随時改定による標準報酬月額と同額であったはずであると申立てている。

しかしながら、D社は、「当時の関係資料は全て廃棄しており、申立内容を確認できる関連資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期

間⑧に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料を得ることができない。

また、同僚に照会しても、前述の被保険者原票に記録された標準報酬月額が厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額と一致していないと回答する者は確認できない。

5 E社について

E社に係る申立期間⑪及び⑫について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

申立人は、申立期間⑪については、平成6年5月に昇給したことにより、申立期間⑫については、7年4月に昇給したことにより、標準報酬月額も増額改定されるはずであるとして申し立てている。

しかしながら、申立人が所持している給与明細書及びF社から提出された申立人の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」において確認できる申立期間⑪及び⑫に係る厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と全て一致していることから、いずれも、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

6 全ての申立期間について、全ての申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録上の標準報酬月額が遡って訂正されたなど不自然な形跡も無い。

このほか、全ての申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が全ての申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。